

令和 7 年 4 月 1 日

交通誘導警備員の配置及び積算方法について（お知らせ）

このことについて、「交通誘導警備員の配置について（通知）」（平成 29 年 3 月 7 日付け 29 高技管第 78 号技術管理課長通知）で交通誘導警備員の配置を、「交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行の一部改正について（通知）」（令和 5 年 6 月 23 日付け 5 高技管第 98 号技術管理課長通知）で交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法を定めています。

今般、交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、地域や時期によっては交通誘導警備員の確保が困難な状況が見受けられていることから、映像解析 A I 等による交通誘導システム（以下、交通誘導システム等）の活用について運用を新たに定め、交通誘導警備員に係る通知を下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、本通知に伴い、平成 29 年 6 月 20 付け 29 高技管第 78 号「交通誘導警備員の配置について（通知）」、令和 2 年 11 月 27 日付け 2 高技管第 262 号「交通誘導警備員の配置について（通知）」、令和 3 年 9 月 30 日付け 3 高技管第 204 号「交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行について（通知）」及び令和 5 年 6 月 23 日付け 5 高技管第 98 号「交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行の一部改正について（通知）」は廃止します。

記

1 交通誘導警備員の配置について

現道工事における交通誘導警備員の配置及び警備業法（昭和 47 年法律 117 号）第 4 条による認定を受けた警備業者（以下「警備業者」という。）の人手不足により、工事現場への交通誘導警備員の配置が困難な場合の取り扱いについては、以下のとおりとする。

（1）内容

ア 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業者の警備員を配置させることとし、建設作業員等を従事させてはならない。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

イ 「警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条」により、供用している高速自動車国道又は自動車専用道路上における交通誘導警備業務、高知県公安委員会が指定する路線における交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員（以下「検定合格警備員」という。）を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1 人以上配置することとする。

ウ 上記イ以外の交通頻繁な道路上の工事で交通切替又は交通規制が必要な工事、又は交通誘導警備検定合格者を配置することが適当と思われる工事における交通誘導警備業務については、検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

※ 交通頻繁な道路とは、最新の全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査の結果による平日の12時間交通量が5,000台以上／12時間の調査単位区間、及びこれと同等と考えられる道路区間とする。

エ 上記イウ以外の交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、検定合格警備員である必要はない。

オ 上記エの場合であって、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、以下の手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等を交通誘導警備員として従事させることができることとする。

なお、警備業者の警備員と建設作業員等が、同一現場で混在して交通誘導を行うことは認めない。（別紙）

（ア） 監督職員は、元請業者が交通誘導警備業務の依頼を行っている警備業者と交わした「交通誘導警備員の配置に関する確認書（様式1）」により、交通誘導警備員の配置が困難であることを確認する。

（イ） 元請業者は、交通誘導に関する安全教育等を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導警備員として専任させることとする。

（2）計上方法

実施設計、変更設計を問わず以下のとおり計上することとする。

ア 上記1（1）イウの場合

交通誘導警備員A：原則、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1人分のみ計上。

ただし、公安委員会等から検定合格者の複数配置を求められた場合は、この限りでない。

交通誘導警備員B：必要とする交通誘導警備員の総数から交通誘導警備員Aの数を除いた人数を計上。

イ 上記1（1）エオの場合

交通誘導警備員Bを計上。

(参考) 交通誘導警備員 A・B の定義

交通誘導警備員 A：警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員 B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通誘導に従事するもの

(3) 施工条件明示書への記載

施工条件明示書 【その他】「5. 交通誘導警備員の配置」に、交通誘導警備員 A 及び交通誘導警備員 B ごとの設計延人数を記載することとする。

(記載例)

5. 交通誘導警備員の配置

(1) 工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。

交通誘導警備員 A ○○ 人

交通誘導警備員 B ○○ 人

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督職員と協議すること。

(4) 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の内容を記載することとする。

第〇条 交通誘導警備員の配置について

- 1 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

- 2 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

- 3 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導警備員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導警備員として専任させること。

(5) 資格の確認

検定合格警備員の確認は、合格証の写しを提出させて確認するほか、名簿との確認を現場にて任意で行うこととする。

(参考) 一級・二級検定合格証

合 格 証 明 書		第	号
写 真	警備業務の種類及び検定の区分		
	住所		
	氏名		
押出し	(年 月 日生)		
スタンプ			
年 月 日	公安委員会		印

(6) その他

ア 上記1に記載の「交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする」の判断は、1名／1班を目安とし、常時1名以上、検定合格警備員が交通誘導警備業務を行っているものとする。

イ 交通誘導警備員の積算は、「土木工事標準積算基準書」及び「積算の手引き」によること。

ウ 警備業者の警備員を建設作業に従事させないこと。

2 交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用について（試行）

警備業者の人手不足により、交通誘導警備員を現場へ配置するにあたり、長時間の通勤を必要とする場合は、交通誘導警備員の移動にかかる費用を計上することができる。

（1）対象工事

「土木工事標準積算基準書」又は「港湾請負工事積算基準」を適用する全ての工事であって、交通誘導警備員の配置にあたり会社所在地から施工箇所までの移動が「片道移動時間が1時間を超える」又は「片道移動距離が30km（高速道路等を利用する場合は60km）程度を超える」工事

※ 会社所在地とは、交通誘導警備員を配置可能な警備業者の施工箇所最寄りの本店、支店、又は営業所をいう。

※ 会社所在地と施工箇所の間に交通誘導警備員の自宅等があり、自宅等から施工箇所まで直接移動する場合についても「片道移動時間が1時間を超える」又は「片道移動距離が30km（高速道路等を利用する場合は60km）程度を超える」場合は、長時間移動にかかる費用を設計計上できることとする。

（2）積算方法

ア 片道1時間を超過した移動時間に、1時間当たりの時間外割増した労務単価を乗じて、1日当たりの交通誘導警備員の移動にかかる費用を算出する。

イ 交通誘導警備員の移動にかかる費用は、共通仮設費及び現場管理費の対象外とする。

（3）協議方法

ア 受注者は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき「移動時間及び移動距離が分かる資料」及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して、確認を請求するものとする。対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としない。

イ 「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の徴収対象となる警備業者は、契約予定の警備業者より施工箇所に近い全ての警備業者（営業所等含む）とする。

ウ 監督職員は、対象となる全ての警備業者から「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が徴収されていることを確認すること。

(4) 特記仕様書への記載例

以下の内容を特記仕様書に記載すること。

第 条 交通誘導警備員の配置

交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備業者からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する場合は、建設工事請負契約書第 18 条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認できる資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

※実施設計時に特記仕様書に記載が無い場合であっても、受注者との協議により設計変更の対象とすることができることとする。

3 交通誘導システム等の活用について（試行）

交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、地域や時期によっては交通誘導警備員の確保が困難な場合が見られる。

このため、交通誘導警備員の不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な場合において、交通誘導警備員の代替えとして映像解析 A I 等による交通誘導システム（以下、交通誘導システム等）の使用を可能とする。

なお、交通誘導システム等の採用にあたっては、安全性や地域の実情を総合的に勘案して決定すること。

（1）対象工事

「土木工事標準積算基準書」又は「港湾請負工事積算基準」を適用する全ての工事であって、交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な工事を対象とする。

（2）実施方法

受注者は、建設工事請負契約書第 18 条に基づき複数社から徴収した「交通誘導警備員の配置に関する確認書（様式 1）」及び交通誘導システム等の見積書を付して協議を行うこととする。

（3）関係機関との協議

通行規制に交通誘導システム等を使用する場合は、警察署への道路使用許可申請において、使用する交通誘導システム等や交通誘導警備員の配置等について、許可を得ること。

（4）積算方法

ア 交通誘導システム等の費用は、共通仮設費（安全費）に見積等による価格を積み上げ計上する。

なお、リース品の場合は、当該工事における設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上する。

イ 交通誘導システム等を操作するために、オペレーターを配置する場合は、必要人数を直接工事費の仮設工（交通誘導警備員）に積み上げ計上する。

オペレーターにかかる費用は、交通誘導警備員 B を基本として計上すること。

ただし、上記（1）イウに該当する場合、オペレーターにかかる費用は、交通誘導警備員 A を基本として計上すること。

(5) その他

- ア 交通誘導システム等を操作するためのオペレーターを建設作業員等で行う場合は、
「1 交通誘導警備員の配置について」によるものとする。

(6) 特記仕様書への記載例

以下の内容を特記仕様書に記載すること。

第 条 交通誘導警備員の配置

交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な場合において、交通誘導警備員の代替えとして映像解析 A I 等による交通誘導システム（以下、交通誘導システム等）の使用を可能とする。

交通誘導システムの使用を希望する場合は、建設工事請負契約書第 18 条（契約変更）に基づき、複数社から徴収した「交通誘導警備員の配置に関する確認書」及び交通誘導システム等の見積書を付して協議を行うこと。

※実施設計時に特記仕様書に記載が無い場合であっても、受注者との協議により設計変更の対象とすることができることとする。

4 施行日

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に受注者から協議があった工事から適用する。

建設作業員等を交通誘導員として配置する場合の注意事項

※ 混合誘導は行わない

(事故が発生した場合の責任の所在が不明確となる)

